

多様性を認め合い 自分らしさを生かせるまち

野々市市 第3次 男女共同参画プラン

(第3次男女共同参画行動計画)

令和4(2022)年度

▼
令和13(2031)年度



令和4(2022)年3月

 野々市市
NONOICHI CITY



本編中の施策担当課は、令和4年4月1日付、機構改革後の組織名で記載しています。
なお、本プランの主管は、野々市市地域政策部市民協働課となります。

はじめに

人生100年時代と言われ、少子高齢化が急激に進むなか、私たち一人ひとりが年齢や性別に関わらず、社会のあらゆる場面で活躍していくことが求められています。また、社会情勢が大きく変化し、個人の価値観が多様化するなか、これまで以上に、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現が望まれています。今や、男女共同参画の推進は、それ自体が重要であるだけでなく、地域の持続性に関わる重要な課題となっています。



本市では、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指して、「男女共同参画プラン」を策定し、見直しを重ね、様々な取り組みを進めてまいりました。男女共同参画を取り巻く状況は、一部の項目で改善されつつありますが、依然として課題が多く残っており、今後、より一層の取り組みを進めていかなければなりません。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが今まで当たり前感じていたことをもう一度見つめなおす視点を持ち、家庭や地域、職場等あらゆる場所で行動に移すことが必要です。今回策定しました「第3次男女共同参画プラン」では、こうした意識変革のきっかけとなってほしいとの思いから、わかりやすい表現や文言を用いるよう努めました。行政だけでなく、市民や事業者の皆様とともにその実現を目指すことが必要不可欠であることから、多くの方に本プランをご覧いただき、皆様の理解が行動につながることを願っております。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、活発な議論を賜りました市男女共同参画審議会、市男女共同参画行動計画検討委員会の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

野々市市長 栗 貴 章



目 次

第1章 計画について

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 野々市市の現状と課題

1 野々市市の現状	3
2 現状を踏まえた重点課題	6

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 目指すべきすがた	7
3 基本目標と課題	8
4 施策の体系図	9

第4章 施策の内容と事業

基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる環境づくり	10
Ⅰ-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	10
Ⅰ-2 職場における男女共同参画の促進	11
Ⅰ-3 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進	12
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	15
Ⅱ-1 男女共同参画の理解促進と意識醸成	15
Ⅱ-2 多様な性や文化への尊重及び理解促進	16
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	19
Ⅲ-1 地域における男女共同参画の促進	19
Ⅲ-2 さまざまな困難を抱える人への支援	20
Ⅲ-3 生涯を通じた心と体の健康支援	21
Ⅲ-4 あらゆる暴力の根絶	23

資 料

1 野々市市男女共同参画推進条例	26
2 野々市市男女共同参画行動計画検討委員会設置要綱	29
3 計画策定の過程	31
4 野々市市男女共同参画審議会委員名簿	32
5 野々市市男女共同参画行動計画検討委員会委員名簿	32

男女共同参画社会とは…

「男らしく」「女らしく」といった性別による固定的な考え方に制限されることなく、誰もが「自分らしく」生きるために、お互いを尊重しあいながら、個性や能力を発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会が、「男女共同参画社会」です。

一人ひとりができることから行動に移し、野々市市で男女共同参画社会を実現しましょう！



第1章 計画について

1 計画策定の目的

男女共同参画社会を取り巻く社会の状況は、少子高齢化の進行と労働力人口の減少、雇用環境の変化、女性の就業率の向上等により、女性の社会進出等に関連する法律が施行されるなど、大きく変化してきました。

また、国際社会においても、平成27年の国連サミットでは、国際社会共通の17の目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」のゴール5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられるとともに、17の全てのゴールを達成するためには、ジェンダー平等の実現が不可欠であると示されました。

本市においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年に「男女共同参画プラン」を策定し、平成16年には更なる推進体制の確立のために「男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、プランの改定を重ねながら、さまざまな施策に取り組んできました。

この度、「第2次男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度をもって終了することから、本市における現状と課題、また、社会状況の変化を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを引き続き進めるため、本計画を策定しました。

ジェンダーとは…

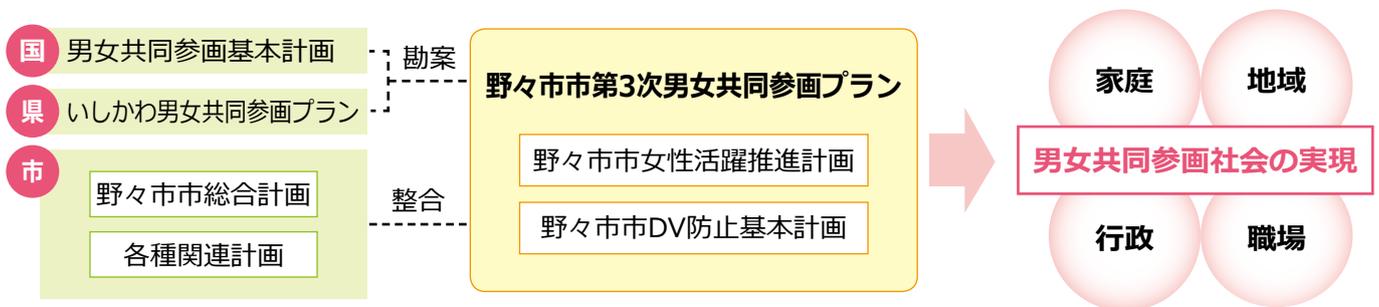
「男らしく、女らしく」という意識は、持って生まれたものではなく、長い歴史の中で作られた「男性像、女性像」を幼いころから学習することで身につけていきます。生物学的な男女の違いではなく、こうした文化的・社会的に作られた性差を「ジェンダー」といいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画とします。
- (2) 「野々市市男女共同参画推進条例」第8条に基づく行動計画とします。
- (3) 計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とします。
- (4) 国の「男女共同参画基本計画」、石川県の「男女共同参画プラン」を勘案し、策定しています。
- (5) 本市の最上位計画である「野々市市総合計画」や本市における他の個別計画との整合性に配慮して策定しています。
- (6) 本計画の推進を通して、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

ただし、令和8年度に中間見直しをするほか、国の動向や社会状況の変化に対し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
				中間見直し					

第2章 野々市市の現状と課題

1 野々市市の現状

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

① 調査概要

調査対象	市内に在住する18歳以上の市民 1,500人(男女 各750人)						
調査方法	郵送配布・回収						
調査期間	令和2年11月6日～11月24日						
配布数	1,500件(住民基本台帳より無作為抽出)						
有効回収結果	913件(配布数の60.9%)						
(内 訳)	年代/性別	男 性		女 性		その他	
		389(件)	100(%)	513(件)	100(%)	11(件)	100(%)
	10歳代	14(件)	3.6(%)	8(件)	1.6(%)	1(件)	9.1(%)
	20歳代	44(件)	11.3(%)	63(件)	12.3(%)	3(件)	27.3(%)
	30歳代	64(件)	16.5(%)	77(件)	15.0(%)	–(件)	0(%)
	40歳代	82(件)	21.1(%)	116(件)	22.6(%)	2(件)	18.2(%)
	50歳代	61(件)	15.7(%)	73(件)	14.2(%)	–(件)	0(%)
	60歳代	52(件)	13.4(%)	87(件)	17.0(%)	1(件)	9.1(%)
	70歳以上	71(件)	18.3(%)	88(件)	17.2(%)	2(件)	18.2(%)
無回答	1(件)	0.3(%)	1(件)	0.2(%)	2(件)	18.2(%)	

② 主な調査結果

(ア) 男女平等に関する意識について

- ・男女の平等感について、「学校教育の場」では約5割が「対等・平等である」と感じている一方で、学校教育修了後に遭遇することの多い「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体として」「家庭生活」等で、6割以上が男性優位と感じていました。【図1】
- ・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、“反対派”(39.8%)が“賛成派”(13.0%)を上回っているものの、賛成する人も1割以上いました。
- ・「食事のしたく」「食事の後かたづけ」「洗濯」「掃除」といった家庭の仕事について、理想では、「夫婦もしくは家族が協力して」という考えが約8割に対し、現実では、「主として妻」がしている家庭が約6割以上を占めていました。

(イ) ワークライフバランス(仕事と生活の調和)について

- ・理想として「仕事を優先」が3.1%に対し、現実では「仕事を優先」が20.0%と、理想とはかけ離れ、仕事を優先している状況にあることがわかりました。【図2】
- ・理想の第1位に挙げられている「仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべてを優先」が32.3%に対し、現実では「仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべてを優先」が3.9%となっており、ここでも理想と現実の間に大きなギャップがみられます。【図2】
- ・仕事と家庭の両立をしていくために必要なことについては、男女とも「育児・介護休業等の制度を取得しやすい職場や周囲の理解と協力」が最も高くなっていました。(複数回答あり)

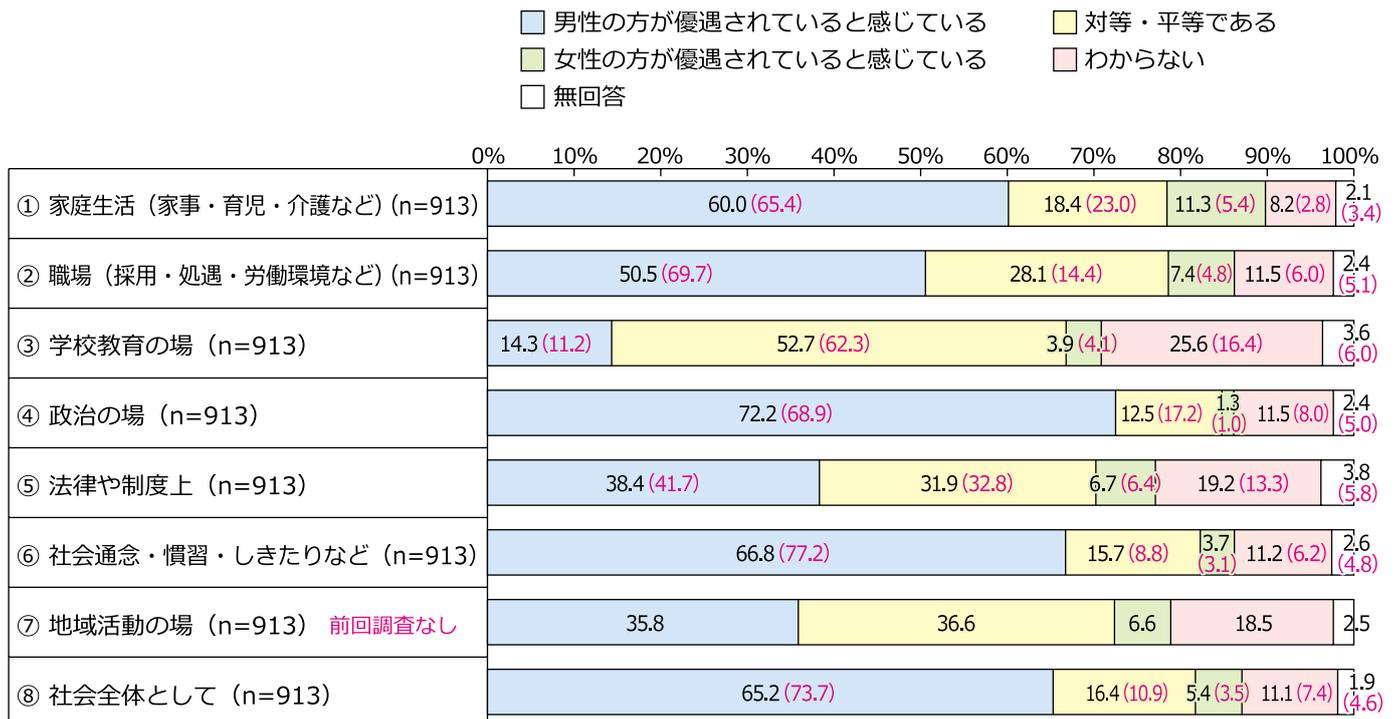
(ウ) 地域活動・社会参画について

- ・町内会等の地域団体で女性の役員が少ない理由について、約5割の人が「女性は家事・育児・介護で忙しいから」という考えを持っていました。(複数回答あり)

(エ) 人権について

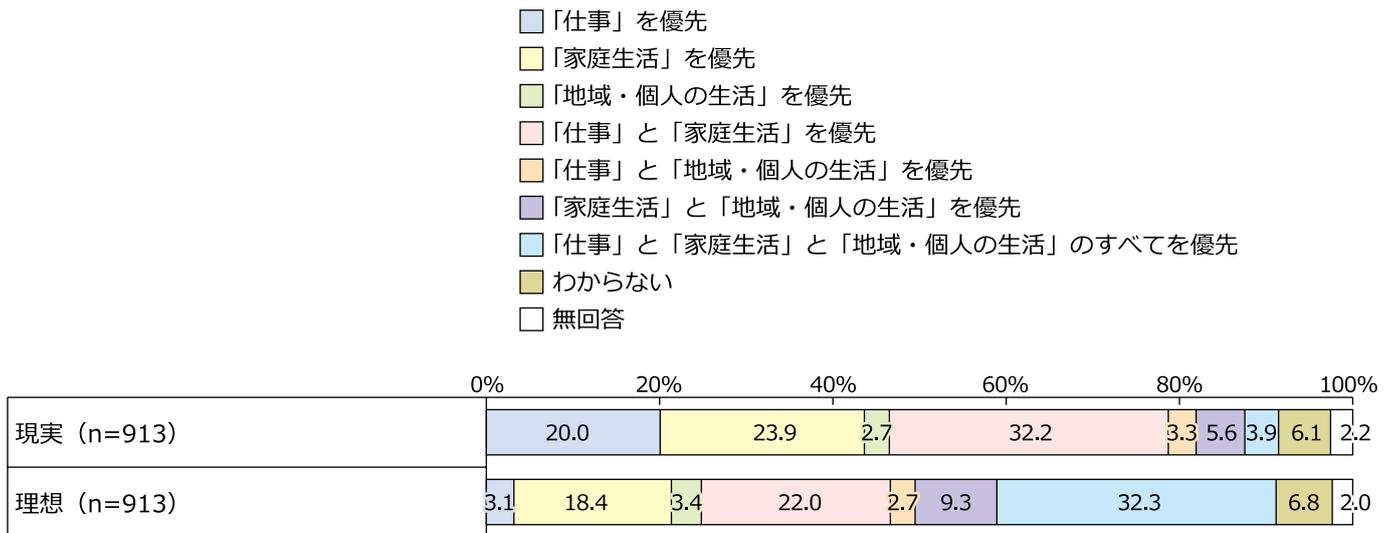
- ・「DV(配偶者等からの暴力)を受けたことがある」人は約1割(内訳:男性16.7%、女性の81.1%)存在し、そのうち、約5割(内訳:男性23.3%、女性72.1%)の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」としていました。
- ・「DVを受けたことがある」人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」理由として、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った」が約5割(内訳:男性19.0%、女性76.2%)、次いで「相談しても無駄だと思った」が約4割(内訳:男性33.3%、女性61.1%)、約1割(内訳:男性25.0%、女性75.0%)が「相談する場所がわからなかった」としていました。(複数回答あり)【図3】

【図1】各分野における男女平等に関する意識

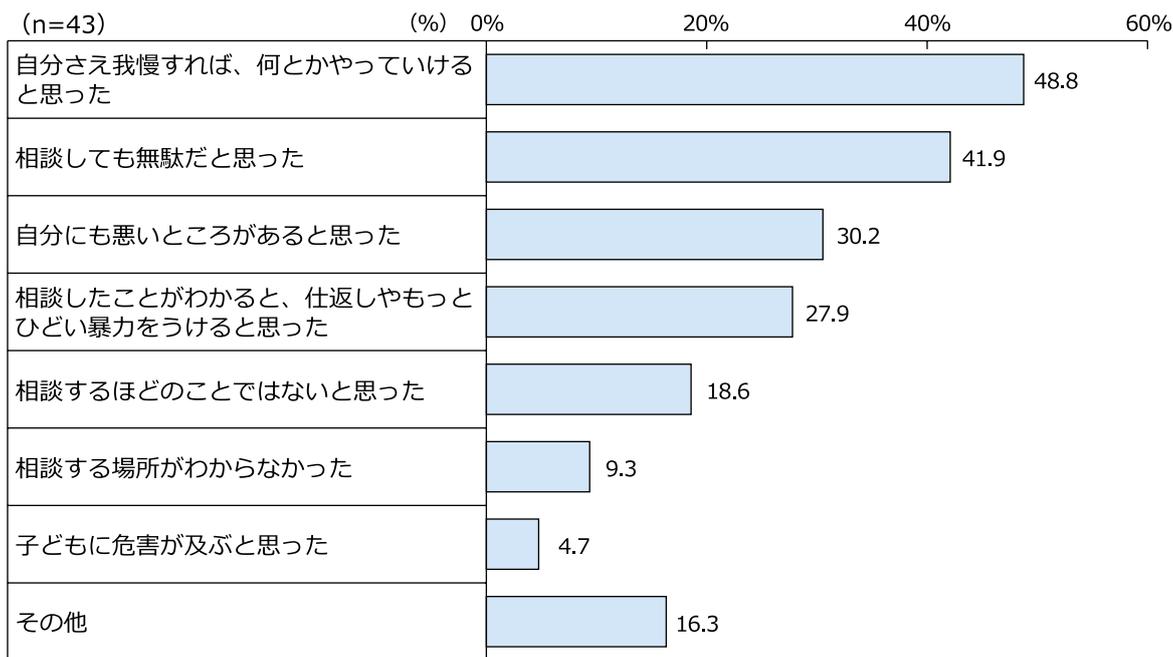


※括弧内の数字は前回(平成13年7月)調査(n=827)の結果

【図2】「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度



【図3】DVを受けた時相談しなかった理由



(2) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

本市では市政運営に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性委員、本市の管理職における女性職員の登用推進に取り組んできました。いずれも、年々増加傾向にありますが、令和3年4月現在、審議会等における女性委員登用の割合は31.7%、本市の課長担当職以上の女性の登用割合は31.0%と、目標値の40%を未だに達成できていません。

2 現状を踏まえた重点課題

本市の現状を分析した結果、主に以下の4つの課題が挙げられます。本計画では、第3章以降で、これらの重点課題を踏まえた施策を立案します。

(1) さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が必要

審議会等における女性委員や本市の管理職における女性職員の登用状況、町内会長に占める女性の割合等、さまざまな分野における女性登用について、目標値を達成できていません。

国や石川県の計画において、政策・方針決定過程への女性の参画は最重要項目に位置付けられており、本市においても、積極的に政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消が必要

「男性だから」「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識は、家庭や職場、地域等をはじめとするあらゆる場において、依然として根強く残っています。男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、あらゆる場において男女平等意識の普及・啓発に努める必要があります。

(3) 男性の家庭参画と、仕事と家庭を両立できる環境整備が必要

女性の活躍推進が図られ、働く女性が増加している一方で、家庭における役割について女性の負担が未だ大きい状況にあります。家事・子育て・介護等は、男女が共に担うべき共通の課題であるという意識の醸成を図るとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整える必要があります。

(4) DV被害の防止や被害者支援の充実が必要

DVは身体的暴力だけではなく、精神的・経済的・性的等多岐にわたります。新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレス等から、DVの増加・深刻化が懸念されていることから、被害者が問題を一人で抱え込むことがないように、本市での女性等に対する暴力を根絶するため、気軽に相談できる環境づくりや相談先の周知等を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「野々市市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念は、本市をはじめ、市民及び事業主のすべてが大切にしなければならない、男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。本市は、この基本理念に則り、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

- (1) 一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- (3) 社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (5) 男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

2 目指すべきすがた

本計画では、基本理念を受けて男女共同参画社会の実現を目指し、10年後に本市があるべきすがたを次のとおり定めます。

「多様性を認め合い 自分らしさを生かせるまち」

男女共同参画社会の実現に関連する「多様性」には、近年話題となることが多い性の多様性以外にも、文化の多様性、年齢や障害の有無の多様性、家族構成の多様性等、様々あります。本市で男女共同参画社会を実現するためには、それらの様々な属性の人々が個性や能力を発揮する前提として、お互いの立場を尊重し合えるということが大変重要です。

本市は、本計画を推進することで、様々な属性の人々を認め合う意識を醸成するとともに、様々な属性の人々が家庭や地域、職場等において自分らしさを生かして活動できるまちを目指します。

3 基本目標と課題

本市が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と9つの「課題」を掲げ、これらに基づき施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる環境づくり

- 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 課題2 職場における男女共同参画の促進
- 課題3 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

- 課題1 男女共同参画の理解促進と意識醸成
- 課題2 多様な性や文化への尊重及び理解促進

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 課題1 地域における男女共同参画の促進
- 課題2 さまざまな困難を抱える人への支援
- 課題3 生涯を通じた心と体の健康支援
- 課題4 あらゆる暴力の根絶

4 施策の体系図

目指すべきすがた 「多様性を認め合い 自分らしさを生かせるまち」

基本目標

課題・施策の方向

I 男女がともに活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 行政分野における女性の参画促進
- (2) 事業所等における女性の参画促進

2 職場における男女共同参画の促進

- (1) 事業所等における男女共同参画の促進
- (2) 女性の就業・起業支援

3 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

- (1) ワークライフバランス推進のための啓発
- (2) 子育て・介護環境の充実

II 男女共同参画社会実現のための意識づくり

5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



1 男女共同参画の理解促進と意識醸成

- (1) 男女共同参画に関する学習機会の充実
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消

2 多様な性や文化への尊重及び理解促進

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 多様な文化への理解促進

III 誰もが安心して暮らせるまちづくり

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 地域における男女共同参画の促進

- (1) 町内会など地域活動等における女性参画の促進
- (2) 災害対策等における男女共同参画の推進

2 さまざまな困難を抱える人への支援

- (1) 高齢者や障害のある人等の自立支援
- (2) ひとり親家庭等への支援

3 生涯を通じた心と体の健康支援

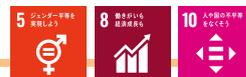
- (1) 健康づくりへの支援
- (2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

4 あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】

- (1) 暴力根絶の意識醸成
- (2) 相談・支援・情報提供の充実

第4章 施策の内容と事業

基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる環境づくり



課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

政策・方針決定過程への女性の参画を促進することは、男女がともにその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた重要な取り組みです。

本市は、市が設置する審議会等における女性委員の割合を、令和3年度末までに40%とする数値目標を掲げて取り組んできました。その結果、女性委員の割合については、平成23年度には29.6%であったものが、令和3年度（4月時点）には31.7%にまで増加しました。しかし、数値目標にはいまだ到達していないことから、なお一層の女性の参画を促進する必要があります。

また、石川県における女性の就業率は全国トップクラスであるものの、管理職に占める女性の割合は低い状況にあります。女性の活躍を推進することは、女性本人の経済的自立や自己実現に加えて、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性を向上させようことから、市内事業所等における女性の参画を促進する必要があります。

【課題解決に向けた施策】

(1) 行政分野における女性の参画促進

施策の概要	具体的施策	担当課
行政における審議会等委員への女性の登用促進	女性委員登用状況を定期的に調査・公表し、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、推薦等に係る団体への協力要請等により女性の登用を促進します。	関係各課
行政における管理職員への女性の積極的任用及び職域拡大	「次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画」により、意欲と能力のある女性職員の管理職員への積極的な任用を図るとともに、女性のキャリア支援等の人材育成を行い、職域拡大を推進します。	秘書課

(2) 事業所等における女性の参画促進

施策の概要	具体的施策	担当課
事業所等における女性の参画を促す情報の発信	事業所等における女性の参画を促す情報を収集し、発信します。	地域振興課 市民協働課

課題2 職場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正等、法律や制度の整備が着実に進められ、社会全体で女性活躍を推進する動きが拡大しています。

しかし、令和2年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、職場における採用・処遇・労働環境等について、「男性の方が優遇されていると感じている」人は50.5%おり、職場における男女不平等感はいまだ解消には至っていません。

性別を理由とする差別的な取り扱いや妊娠・出産等に関するハラスメントの根絶等、職場における男女の均等な機会や待遇の確保に向けて、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度の定着等、就業環境の整備に向けた事業所等における積極的な取り組みを促進する必要があります。

【課題解決に向けた施策】

(1) 事業所等における男女共同参画の促進

施策の概要	具体的施策	担当課
法や制度の周知・啓発	事業所等における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の法律やハラスメント防止指針について事業所等へ周知します。また、母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠や出産後も安心して働くことができるよう、職場環境の整備を促進します。	地域振興課 市民協働課

(2) 女性の就業・起業支援

施策の概要	具体的施策	担当課
女性の再就職支援	情報提供や企業交流会を通じ、子育てや介護等のために退職した女性の再就職を支援します。	地域振興課
女性起業家への支援	経営、財務、人材育成、販路開拓等創業に必要な知識習得の機会の提供や、創業者向け補助金制度、創業期に適したレンタルオフィスの整備運営等、創業環境の充実を図り、創業希望者を支援します。	地域振興課

課題3 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

【現状と課題】

人口減少と少子高齢化が進行する中で、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、子育て・介護等の家庭生活やその他の活動を両立できるようにすることは必要不可欠であり、より多くの女性が経済的に自立して活躍できる就業環境の整備として重要な課題です。

しかし、長時間労働や転勤等を当然とするこれまでの労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や子育て等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、働く場において、女性が就業を中断せざるを得ない場合や活躍することが困難になる場合があります。

令和2年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「食事のしたく」「食事の後かたづけ」「洗濯」「掃除」といった家庭の仕事について、理想では、「夫婦もしくは家族が協力して」という考えが約8割に対し、現実では、「主として妻」がしている家庭が約6割以上を占めており、固定的な性別役割分担の現状が浮き彫りとなりました。また、ワークライフバランスについて、「仕事を優先」することを理想とする人が3.1%しかいないのに対し、現実では「仕事を優先」している人が20.0%おり、理想とはかけ離れて仕事を優先している状況にあることがわかりました。そのほか、仕事と家庭の両立をしていくために必要なことについては、男女とも「育児・介護休業等の制度を取得しやすい職場や周囲の理解と協力」とした回答が最も多くなっており、育児・介護休業等の制度をいかに取得しやすいものとしていくかが課題となっています。

【課題解決に向けた施策】

(1) ワークライフバランス推進のための啓発

施策の概要	具体的施策	担当課
法や制度の周知・啓発	男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、令和4年4月から施行される改正育児・介護休業法の内容等、市民へ周知・啓発します。	地域振興課 市民協働課
本市職員のワークライフバランス推進	事業所等がワークライフバランスの取り組みを進める際のモデルとなるよう、「次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」により、本市職員の仕事と子育ての両立を推進します。また、子育てや介護等、時間的制約を抱える職員の多様な働き方を推進するため、テレワークの本格導入を図ります。	秘書課

ワークライフバランスとは…

働くすべての人々が、自分の希望に応じて、「仕事」と「仕事以外(子育てや介護、趣味や地域活動等)」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

(2) 子育て・介護環境の充実

施策の概要	具体的施策	担当課
子育て支援サービスの充実	多様な幼児教育・保育サービスを提供するとともに、就学以後においても放課後対策の充実を図るなど、子育て家庭のさまざまなニーズに切れ目なく対応することで、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	子育て支援課 生涯学習課
介護サービスの充実	働きたい女性が仕事と介護を両立することができるように、地域の支え合いの推進や相談体制の充実を図るとともに、効果的・効率的に介護保険サービスが提供される環境を整備します。	介護長寿課

例えばこんなことから始めてみよう！

- 「男性だから」「女性だから」と性別で仕事を分けず、お互いに対等なパートナーとして協力し合ってみよう
- みんなが働きやすい職場づくりについて、話し合ってみよう
- 自分や家族にとって最適なワークライフバランスについて、考えてみよう



成果指標

項目	現状値【本市】	目標値【本市】	現状値【国等】	目標値【国等】
本市審議会等委員における女性の割合	31.7% (令和3年度)	40% (令和13年度)	40.7% ※1 (令和2年)	40%以上 60%以下 ※1 (令和7年)
本市の課長相当職以上の女性職員の割合	31.0% (令和3年度)	40% (令和13年度)	17.8% ※2 10.1% ※3 (令和2年)	22% ※2 14% ※3 (令和7年度末)
「職場における男女の平等感」に「対等・平等である」と回答した人の割合	28.1% (令和2年度)	50% (令和13年度)	30.7% ※4 (令和元年)	-
本市男性職員の育児休業取得率	9.5% (平成30～令和2年度平均)	30% (令和7年度)	8.0% ※5 (令和元年度)	30% ※5 (令和7年)
市内中小企業における「石川県ワークライフバランス企業」登録数	13社 (令和2年度)	15社 (令和6年度)	-	-

※1：国の審議会等委員に占める女性の割合

※2：全国市町村職員の「本庁課長相当職」に占める女性の割合

※3：全国市町村職員の「本庁部局長・次長相当職」に占める女性の割合

※4：「職場における男女の地位の平等感」に「平等」と答えた者の割合

※5：地方公務員の男性の育児休業取得率

※1～3、5 出典：第5次男女共同参画基本計画

※4 出典：内閣府「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」

石川県ワークライフバランス企業とは…

石川県が、県内企業における次世代育成支援の取組の促進を図ることを目的として定めているものです。

(1) 県内に本店又は主たる事務所を置いていること (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局に届出していることを満たす企業が登録の対象となり、県に申請し、申請内容が認められた企業が登録されます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり



課題1 男女共同参画の理解促進と意識醸成

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方があると考えられます。このような意識や固定観念は、幼少期のころから家庭・学校・地域において長年にわたり形成されており、女性と男性のいずれにも存在するものです。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映して、休校や外出自粛等で増大する家事・子育て・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、DVや性暴力が増加する懸念があること等、ジェンダーに起因する課題が一層顕在化しました。

男女平等意識や人権意識を育むために、教育の果たす役割は非常に重要です。学校教育は、憲法及び教育基本法の精神に則り、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。また、家庭における親の教育に対する姿勢や生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族の一人ひとりが平等であり、家事・子育て等の家庭生活は男女が共に担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。

【課題解決に向けた施策】

(1) 男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の概要	具体的施策	担当課
保育・教育現場における男女共同参画教育の推進	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動及び教材・資料等の選定について配慮を行い、固定的性別役割分担を容認しないよう配慮します。	子育て支援課 教育総務課
家庭・地域における男女共同参画教育の推進	男女が共に多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう、市男女共同参画推進員による本計画の推進や各種機会をとらえた啓発活動等、家庭や地域における学習機会の充実に努めます。	市民協働課

(2) 固定的な性別役割分担の解消

施策の概要	具体的施策	担当課
男女双方の意識改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見及び無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、広報紙やHP等を通じ、男女双方の気づきを促し、解消に努めます。	市民協働課

課題2 多様な性や文化への尊重及び理解促進

【現状と課題】

性的少数者においては、社会において十分に認識、理解されていないため、当事者が自分らしく生活することに困難を伴っています。このため、市民一人ひとりが性の多様性について、正しい理解や認識を深め、偏見・差別を解消することが大切です。

一方、諸外国に目を向けてみると、世界には多様な文化や習慣があり、また女性を取り巻く問題も多種多様であることを知ることによって、自分たちの地域の問題や課題に気づくことができます。諸外国と比較した本市を意識して施策や活動を進めることが、多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。

【課題解決に向けた施策】

(1) 性の多様性への理解促進

施策の概要	具体的施策	担当課
市民への周知・啓発	性の多様性について正しい理解や認識を深めることができるよう、学校や社会教育等を通じて市民へ周知・啓発します。	市民協働課 教育総務課
本市職員の学習機会の確保	本市職員が性の多様性についての理解と正しい知識を持ち合わせ、状況に応じた適切な対応ができるよう、職員向けハンドブックの作成や職員研修の実施等を通じ、学習する機会を設けます。	秘書課 市民協働課
性的少数者への支援	パートナーシップ宣誓制度等、性的少数者への支援制度について検討し充実を目指すとともに、他の自治体とも連携を進めます。	市民協働課

性的少数者とは…

性的指向 (Sexual Orientation:好きになる相手・性的対象が誰か) や性自認 (Gender Identity:自分の性別をどう認識するか)、性表現 (Gender Expression:言葉遣いや振る舞い、服装など性に関する表現) のあり方が多数派と異なる人のことをいいます。性的少数者を指す表現として認知度が高まってきた言葉に「LGBT」がありますが、すべての人に当てはまる表現として、近年では、性的指向・性自認の英字の頭文字を取った「SOGI(ソジ・ソギ)」、または性表現のそれを加えた「SOGIE(ソジー・ソギー)」という言葉が使われるようになってきています。

(2) 多様な文化への理解促進

施策の概要	具体的施策	担当課
多文化共生のまちづくりの推進	姉妹都市や姉妹校との交流等を通じ、異なる文化や習慣への相互理解を深めるとともに、多言語での情報提供に努めることで、多文化共生のまちづくりを進めます。	市民協働課 教育総務課

GGI (ジェンダーギャップ指数) とは…

諸外国の男女格差を把握する指数に、GGIというものがあります。スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が4分野の指標から独自に算定したもので、0が完全不平等、1が完全平等を意味します。令和3年の日本のGGIは0.656で、156か国中120位でした。「教育(0.983、92位)」と「健康(0.973、65位)」分野の値は世界トップクラスですが、「政治(0.061、147位)」と「経済(0.604、117位)」分野の値が低く、新しい社会を切り拓く観点からジェンダー平等を進める諸外国から大きく差を広げられている状況にあります。

例えばこんなことから始めてみよう！

- 性別による無意識な思い込みがないか、自分自身を振り返ってみよう
- 性別でなく、相手の意思や個性を尊重して行動してみよう
- 自分とは異なる性や文化に属する人々の気持ちを想像してみよう



成果指標

項 目	現状値 【本市】	目標値 【本市】	現状値 【国等】	目標値 【国等】
「男女共同参画社会」という用語の認知度	74.9% (令和2年度)	100% (令和13年度)	70.4% ※1 (令和2年度)	100% ※1 (令和7年度)
「社会全体における男女の平等感」に「対等・平等である」と回答した人の割合	16.4% (令和2年度)	50% (令和13年度)	11.6% ※2 (令和2年度)	50% ※2 (令和7年度)
「男性は仕事、女性は家庭」という性別で役割を固定する考え方に反対する割合	39.8% (令和2年度)	50% (令和13年度)	男性 55.7% 女性 63.4% ※3 (令和元年)	—

※2：「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合

※3：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合（男女別）

※1、2出典：いしかわ男女共同参画プラン2021

※3出典：第5次男女共同参画基本計画



基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

課題1 地域における男女共同参画の促進

【現状と課題】

本格的な人口減少社会が到来した中で、誰もが身近にある地域社会を、地域の多様化する課題やニーズに対応し持続可能なものとするためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。現在のところ本市は、4年生の大学が2校あり大学生が多いほか、子育て世帯が多く転入してきていることから、少子高齢化の進み方は比較的緩やかですが、長い目で見ると全国と同じように少子高齢化が進むと見込まれ、そのような将来を見据えたまちづくりが必要となります。

令和2年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、地域活動の場における男女の地位の平等感について、「対等・平等」と回答した者の割合は、36.6%であり、固定的な性別役割分担意識は地域にも依然として根強く残っていることがわかります。町内会などの地域活動等における女性の参画が進んでいない理由としては、「男性中心の組織運営となっているから」と回答した者の割合は40.6%、「男性が会長などになるのが慣習だから」と回答した者の割合は33.2%であり、地域活動における男女共同参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。

また、大規模災害等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事や子育て等の家庭的責任に対する負担が女性に集中するほか、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといった問題が明らかになっています。災害対策においては、地域社会の果たす役割や男女等のニーズの違いを把握することの重要性があらためて認識されており、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進する必要があります。

【課題解決に向けた施策】

(1) 町内会など地域活動等における女性参画の促進

施策の概要	具体的施策	担当課
男女が共に参加できる地域活動にむけた周知・啓発	地域活動における固定的な性別役割分担意識を解消し、だれもが地域活動に参加しやすい環境を構築するため、広報紙やHP等を通じた啓発を行います。	市民協働課

(2) 災害対策等における男女共同参画の推進

施策の概要	具体的施策	担当課
男女共同参画の視点を踏まえた災害対策	災害時に生じる諸問題の解決に向け、女性や性的少数者の視点が反映されるよう、市地域防災計画等の整備を進めるとともに、女性防災士の育成を推進します。	総務課 市民協働課
	災害時には、女性被災者の困りごとやニーズを聞き取るため、女性専用の相談窓口を設置し、災害対策本部へ情報提供を行うとともに、避難所運営等において配偶者等からの暴力(DV)や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保を図ります。	総務課 市民協働課

課題2 さまざまな困難を抱える人への支援

【現状と課題】

高齢者が地域で生きがいを持ち健康で暮らすためには、一人ひとりの状況に応じて支援できるサービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進していく必要があります。なかでも、男性よりも長寿の傾向にある女性は、高齢になってからも介護を担う割合が高いことから、介護負担を緩和する必要があります。

また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題を支援し、一人ひとりの状況に合わせてサービスを総合的に提供することが必要です。

ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭の安定した生活と自立が望まれますが、背景には様々な課題を抱えている場合が多く、また、母子家庭と父子家庭とでは求める支援に違いがあることから、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要となります。

【課題解決に向けた施策】

(1) 高齢者や障害のある人等の自立支援

施策の概要	具体的施策	担当課
高齢者の自立支援と生活環境の整備	介護者の負担を緩和するため、健康寿命の延伸や自立の支援を行うとともに、高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができる環境の整備を行います。	介護長寿課
障害のある人の自立支援と生活環境の整備	障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくため、サービス提供体制を充実させ、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。	福祉総務課

(2) ひとり親家庭等への支援

施策の概要	具体的施策	担当課
ひとり親家庭への支援の充実	社会的に孤立しやすく、困難を抱え込む傾向にあるひとり親家庭で育つ子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。	子育て支援課

課題3 生涯を通じた心と体の健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、女性も男性もお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、相手への思いやりを持って生きていくことが前提となります。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があることに男女とも留意することが必要です。こうしたことから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立ち、生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは…

平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。具体的には、人々が政治的・社会的に左右されず、「子どもを持つ」「持たない」を決める自由を持ち、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に決定でき、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができるといった権利のことです。

【課題解決に向けた施策】

(1) 健康づくりへの支援

施策の概要	具体的施策	担当課
生涯を通じた健康づくりの支援	各世代に合った健康づくりを進めるため、健診受診率の向上や健康教育の普及に努めます。	健康推進課
	誰もが気軽にスポーツに親しみ、生涯にわたり健康的な体づくりができる機会の充実を目指します。	スポーツ振興課
女性の健康に大きな影響をもたらす疾病予防対策の推進	女性特有のがんや骨粗しょう症の検診受診を勧奨し、早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
	児童生徒の発達の段階に応じた性教育を進めます。	教育総務課

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

施策の概要	具体的施策	担当課
妊娠から出産・子育てに至る一貫した母子保健対策の充実	母子の健康の維持増進を図るため、妊娠期から関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。また、妊娠・出産・子育てにおいて困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康推進課
性と生殖に関する健康と権利についての周知・啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関し市民が正しい知識・情報を得て、認識を深めることができるよう、広報紙やHP等を通じた啓発を行います。	市民協働課

課題4 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力(DV)、性暴力、職場等におけるハラスメントといった女性等に対する暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因になっています。

令和2年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、回答者のうち約2割の人は、DVに関する相談窓口を知らないと回答しました。また、配偶者や恋人から暴力を受けたことがある人は、回答者のうち約10人に1人おり、そのうちの約5割の人が、被害を受けてもだれにも相談しなかったと回答しました。

DVは身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力等多岐にわたります。被害者が問題を一人で抱え込むことがないように、気軽に相談できる環境づくりや相談先の周知、市民への意識啓発等を進める必要があります。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

夫婦等の親密な間柄において、相手を支配することを目的に振るわれる、さまざまな暴力のことをいいます。交際中の恋人同士で起こるものは「デートDV」といい、大学生や高校生等、若い人たちの間でも起きています。相談窓口には、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008(はれれば)」(DV相談ナビ)や、24時間対応での電話相談「0120-279-889(つなぐはやく)」やメール・SNS相談が可能な「DV相談プラス(<https://soudanplus.jp>)」等があります。

【課題解決に向けた施策】

(1) 暴力根絶の意識醸成

施策の概要	具体的施策	担当課
女性等に対する暴力防止についての周知・啓発	「暴力は犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるべきでない」ことの一層の意識啓発を図るとともに、関係する法制度の趣旨や内容等について広く周知をします。	市民協働課
	学校教育を通じ、暴力を許さない意識を形成するための教育を行います。	教育総務課
ハラスメント等防止対策の促進	職場におけるハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法等の法律やそれらに基づいて定められた、事業主が雇用管理上配慮すべき事項を周知します。	地域振興課 市民協働課
	事業所等がハラスメント等防止の取り組みを進める際のモデルとなるよう、「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」及び運用要領の周知により、ハラスメント等を防止することで、本市職員が働きやすい良好な職場環境づくりを推進します。	秘書課

(2) 相談・支援・情報提供の充実

施策の概要	具体的施策	担当課
相談者の状況に応じた適切な対応	関係機関との連携を密にし、被害者各々の状況に応じた適切な対応を行います。	市民協働課
	市民に身近な窓口として被害者からの相談に適切に対応するため、相談対応職員の定期的な研修の受講等、専門知識の習得に努めます。	市民協働課
	配偶者等からの暴力のある家庭では、児童への虐待が存在している場合が多数あることから、児童虐待への対応部署と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。	市民協働課 子育て支援課
	相談をためらう被害者を含む様々な問題を抱えた人を適切な相談窓口につなぐために、関係機関とのネットワークの構築や人材育成を行います。	福祉総務課
相談窓口の周知	被害者がひとりで悩むことがないように、24時間対応での電話相談、メール・SNS相談等の各種相談窓口について、市民に積極的に広報し、周知に努めます。	市民協働課

例えばこんなことから始めてみよう！

- 地域活動では、性別ではなく個性や能力で役割を分担してみよう
- 人生で起こり得るさまざまな困難について、想像してみよう
- 自分の心や体の変化に関心を持ってみよう
- DVなどの暴力に気がいたら、一人で悩まずに相談してみよう



成果指標

項 目	現状値 【本市】	目標値 【本市】
自主防災組織において女性防災士が所属している組織の割合	58.4% (令和3年度)	100% (令和13年度)
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率	39.0% 26.1% (令和2年度)	50% 50% (令和13年度)
DV相談窓口の認知度	74.1% (令和2年度)	100% (令和13年度)



資 料



1 野々市市男女共同参画推進条例

平成16年3月22日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、市の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び通学する者をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的言動を行うことにより、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に対して身体的、精神的、経済的又は性的な危害及び苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 1人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- (3) 社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (5) 男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を最重要施策として位置付け、男女共同参画社会の形成を推進する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に当たり、市民及び事業者と連携を図り、協力するよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画社会の形成のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、保育園及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校等あらゆる分野の教育の場において、男女共同参画社会の形成に向けた教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間においてドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

(行動計画)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成に関し市、市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(啓発等)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成について広く市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動の促進に努めなければならない。

2 市は、広く市民に提供する情報について、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 市は、前項の支援について、農林業、商工業その他の産業の自営業に従事する者に対し、特に配慮しなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 市長その他市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

2 市は、事業者に対し、男女共同参画の推進状況について報告を求め、必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(苦情等への対応)

第12条 市は、市民又は事業者から、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別に基づく差別に関する相談を受けた場合は、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成に関し必要な情報の収集及び調査研究を行わなければならない。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進員)

第15条 市は、市民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、行動計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

(年次報告)

第16条 市は、推進施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、野々市市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第18条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第19条 審議会は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年野々市町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

2 野々市市男女共同参画行動計画検討委員会設置要綱

平成29年1月17日野々市市告示第8号

改正令和2年6月9日告示第115号

(設置)

第1条 野々市市男女共同参画推進条例(平成16年野々市町条例第1号)第8条第1項に規定する行動計画の策定及び変更について、広く意見を聴き、必要な事項を検討するため、野々市市男女共同参画行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行動計画の策定及び変更に関し、必要な事項を検討し、野々市市男女共同参画審議会に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 市民協働課長
- (3) 秘書室長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から行動計画の素案を野々市市男女共同参画審議会に提案した日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部市民協働課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(令和2年6月9日告示第115号)

この告示は、公表の日から施行する。

3 計画策定の過程

年 月	審 議 会	検討委員会
令和2年7月	審議会 開催 ・ 諮問 ・ 市民意識調査について	
9月		検討委員会 開催 ・ 市民意識調査について
令和3年3月		検討委員会 開催 ・ 市民意識調査結果について ・ 計画策定の方向について
6月		検討委員会 開催 ・ 計画骨子案について
7月	審議会 書面開催 ・ 市民意識調査結果について ・ 計画骨子案について	
11月	書面での意見照会 ・ 計画素案について	検討委員会 開催 ・ 計画素案について
1月		検討委員会 書面開催 ・ パブリックコメント結果について ・ 計画案について
2月	審議会 書面開催 ・ 計画案について 答申	

4 野々市市男女共同参画審議会委員名簿

職	氏名	所属等
委員	上野 弘子	野々市市各種女性団体連絡協議会会長
委員	近江ひろえ	金沢工業大学基礎英語教育センター
委員	岡田外志枝	人権擁護委員
委員	梶 美恵子	石川中央保健福祉センター企画調整課長
委員	小町 直樹	株式会社ヤクルト北陸 社長
委員	澤村 昭子	野々市市女性協議会会長
委員	塚本 茂樹	行政相談委員
委員	中口 義次	石川県立大学生物資源環境学部食品科学科食品管理学准教授
会長	名古 道功	金沢大学名誉教授 かなざわ食マネジメント専門職大学フードサービスマネジメント学部教授
委員	西川 梢	野々市農業協同組合
委員	藤多 典子	野々市市ボランティア連絡協議会会長
委員	藤田 雅顯	野々市市連合町内会会長
委員	松本かおり	金沢工業大学基礎教育部講師
委員	山崎 由治	野々市市商工会事務局長
委員	吉田 拓矢	野々市市商工会青年部副部長

(50音順 敬称略)

異動等により途中退任された委員

氏名	所属等	任期
本多 悦夫	株式会社ヤクルト北陸 会長	令和2年7月1日～令和3年7月28日
山本 圭吾	野々市市商工会青年部副部長	令和2年7月1日～令和3年7月28日

(50音順 敬称略)

5 野々市市男女共同参画行動計画検討委員会委員名簿

職	氏名	所属等
委員	越柴 一良	野々市市総務部秘書室長
委員	澤村 昭子	野々市市女性協議会会長
委員	中川 弥生	野々市市企画振興部市民協働課長
委員	中口 義次	石川県立大学生物資源環境学部食品科学科食品管理学准教授
委員長	名古 道功	金沢大学名誉教授 かなざわ食マネジメント専門職大学フードサービスマネジメント学部教授
委員	新美 静香	石川県男女共同参画推進員 野々市市男女共同参画推進員

(50音順 敬称略)

異動により途中退任された委員

氏名	所属等	任期
山下かおり	野々市市企画振興部市民協働課長	令和2年9月17日～令和3年3月31日

(50音順 敬称略)

野々市市第3次男女共同参画プラン

発行：令和4(2022)年3月

編集：野々市市企画振興部市民協働課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

ホームページ <https://www.city.nonoichi.lg.jp>



